

令和 7 年度
高槻市立富田小学校
いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの判断

いじめ防止対策推進法の定義に基づいて判断します。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

ア. 法の対象となるいじめにあたるか否かの判断をするに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう、いじめを広くとらえます。

※インターネット上で悪口を書かれた児童がいて、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行います。

イ. 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、例えばけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめの被害を受けた児童の立場に立ち、いじめに該当するか否かを判断します。

ウ. いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織「いじめ不登校対策委員会」を活用して行います。

- エ. 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童の心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに被害者に謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等は、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であると考えます。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織「いじめ不登校対策委員会」で情報を共有することとします。
- オ. いじめの中にも、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に高槻警察に相談するものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあります。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮する上で、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を図ります。

(2) 基本方針

本校の教職員は、児童理解を深め、すべての児童が安全に安心して学ぶことができるよう努めます。また、健全な心身の成長及び人格の形成に資する指導を粘り強く行います。

いじめについては、「どの子どもにも、どの学級においても起こり得る」ものであることや、「誰もが加害者にも被害者にもなり得る」ものであることを十分認識し、児童が同じ失敗をくり返すことがないように、一人ひとりの成長につながる指導を行います。

そのため、いじめの早期発見や早期対応に努め、いじめの兆候に気付いた場合は、いじめ不登校対策委員会を中心に、以下の基本認識を持ちながら、児童一人ひとりに応じた指導や支援を組織的に行います。

ア. 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を持って対応します。

教職員はいじめという行為はぜったいに許されないという姿勢で指導を行います。

また、いじめをはやし立てたり面白がったりする行為や、周辺で傍観したりする行為はいじめに加担することになり、いじめと同様に許されないという認識のもと、関わったすべての児童が、いじめを受けた児童の思いを汲み取り、人権尊重の立場に立った行動ができるよう継続的な指導を行います。

イ. いじめを受けている児童の立場に立ち、早期発見に努めます。

校内の教育相談体制を充実させ、の表面的な言動にとらわれずに、内面の悩みや願いを受け止め、児童の発するサインを見逃さずに鋭敏に感知するよう努めます。

特に学級担任は、自分の学級でもいじめ事象が発生し得るという危機意識を常に持ち、児童の人間関係や生活の状況を日ごろから綿密に観察し、早期発見に努めます。

ウ. いじめ不登校対策委員会を中心に、組織的な対応を行います。

いじめの兆候に気づいた場合は、速やかに管理職に報告するとともに、いじめ不登校対策委員会が中心となり、正確な事実を明らかにするための調査を組織的に行います。

また、全教職員が連携し、速やかにいじめ行為をやめさせます。

エ. いじめを受けている児童及び保護者に対する支援を継続して行います。

いじめを受けている児童には「絶対に守る」という学校の意味を伝え、心のケアと安全確保に努めます。

また、保護者に事実経過や対策について十分に説明し、保護者の協力も得ながら児童に対する支援を行います。

さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援を継続して行います。

オ. いじめに関係した児童の保護者と連携し、指導や支援を継続して行います。

いじめの解決のためには保護者が極めて重要な役割を担っておられることから、関係する保護者にも事実経過や学校の指導方針を丁寧に説明します。

特に、児童が過ちに気づき、心から反省し、好ましい人間関係を築けるようになるためには、保護者の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさが必要であることから、保護者との協議を十分に行い、指導方針や内容についての共通理解を図り、連携・協力して指導を行います。

カ. 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、関係機関と連携して毅然とした指導を行います。

犯罪行為として取り扱うべきいじめが発生した場合や、学校だけで解決が困難な事態が発生した場合は、高槻警察署少年係や茨木少年サポートセンター、吹田子ども家庭センター等と連携して指導を行います。

2. いじめ対策のための組織

① 名 称 富田小学校いじめ不登校対策委員会

② 構成員

いじめ不登校対策委員会は、基本的に、校長、教頭、首席、人権教育担当、生活指導担当、各学年担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどにより構成する。内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

③ 活 動

(未然防止・早期発見) … 週1回定例会

- ア. 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
- イ. 未然防止のための情報共有
- ウ. 早期発見のための取組の策定・実施・評価
- エ. 教職員の資質向上のための校内研修の計画の策定・実施・評価
- オ. 各取組の効果検証

(事案対応) … 緊急に召集

- ア. いじめ事案の事実調査
- イ. ケース検討会議の開催（指導・支援方針の策定、役割分担）
- ウ. 指導・支援の進捗管理

3. 未然防止の取組

誰もが、いじめの加害者にも被害者にもなり得るものであることを踏まえ、以下の教育活動を通して、いじめの未然防止に取り組めます。

（学級経営）

- ① 日常の指導を通して、児童一人ひとりに次のような認識を育てます。
 - ア. いじめは人間として絶対に許されないということ
 - イ. いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されないということ
 - ウ. いじめを大人に伝えることは正しい行為であるということ
- ② 児童の発達段階を踏まえ、グループ内での児童の人間関係の変化を的確に捉え、学級経営やグループ指導を行います。
- ③ 教職員の何気ない言動が児童に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身がいじめを助長するような言動は厳に慎みます。

（日常的な指導）

- ① 高槻市の中学生が集まって決めた「中学生宣言文」をもとに指導をします。
 - i. 私たちは、相手の心と体を傷つける「いじめ」をしません。
 - ii. 私たちは、仲間との関係を断ち切る「いじめ」をゆるしません。
 - iii. 私たちは、「いじめ」を自分の問題として考えます。
 - iv. 私たちは、「いじめ」をなくすため、つながりをつくる行動を起こします。
- ② いじめを受けた児童が、友人、教職員、保護者に相談できるよう、児童を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示します。
- ③ 教育センターの教育相談や『はにたんの子どもいじめ110番』等、校内外の相談場所を周知します。

（道徳科の時間）

道徳科の指導を通して、次のような道徳的実践力を育成します。

- ア. 自尊感情を育て、自ら主体的に考え、判断することができる。イ. 他者に対して思いやりや信頼の気持ちを持ち、共に支え合える。ウ. 互いの違いを認め合い、高まり合える集団を創ろうとする。
- エ. 差別や偏見がなく、すべての人の権利が尊重される社会をつくるために行動しようとする。

(特別活動)

特別活動の指導を通して、次のような資質・能力を育成します。

- ア. 一人ひとりが学級の役割を分担し、係や班活動を通して、学級生活や学校生活の向上に努める態度を育てる。
- イ. 互いの人権を尊重するため、学級や学年の課題について、話し合い活動を通して解決する力を育てる。
- ウ. 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組めるようにする。

4. 早期発見の取組

いじめは大人が気づきにくい形でおこなわれることを十分認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階からの確にかかわりをもちます。

また、いじめを積極的に認知するため、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努めます。

（日常的な観察）

- ① 日常の観察により児童の生活実態のきめ細かい把握に努めます。
- ② 児童や保護者からのいじめの訴えや情報については、真剣に受け止め、すみやかにいじめ不登校対策委員会において情報交換するなど、適切かつ迅速な組織対応を図ります。
- ③ 指導上の課題が多くあるときには、同時にいじめが起こっている場合もあることに留意し、一人ひとりの状況把握をより丁寧に行います。

（アンケート・教育相談の実施）

- ① いじめやストレスに関するアンケート調査を定期的に行います。
- ② スクールカウンセラーによる教育相談を受け付けます。
（場所）四中 心の教室など
（予約）担当者までご相談ください。日程を調整します。
※気になることがあれば、いつでもご活用ください。
- ③ 教員や養護教諭による定期相談などの教育相談を行います。
 - ・ 学校生活の様々な機会を利用して行う教育相談
 - ・ 悩みや心配事を抱えていると思われる児童を呼んで行う教育相談
 - ・ すべての児童を対象に期間を設けて行う教育相談

（特に配慮が必要な児童）

特に配慮が必要な児童については、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を日常的に行うとともに、保護者との連携や周囲の児童の理解を深める指導を行います。

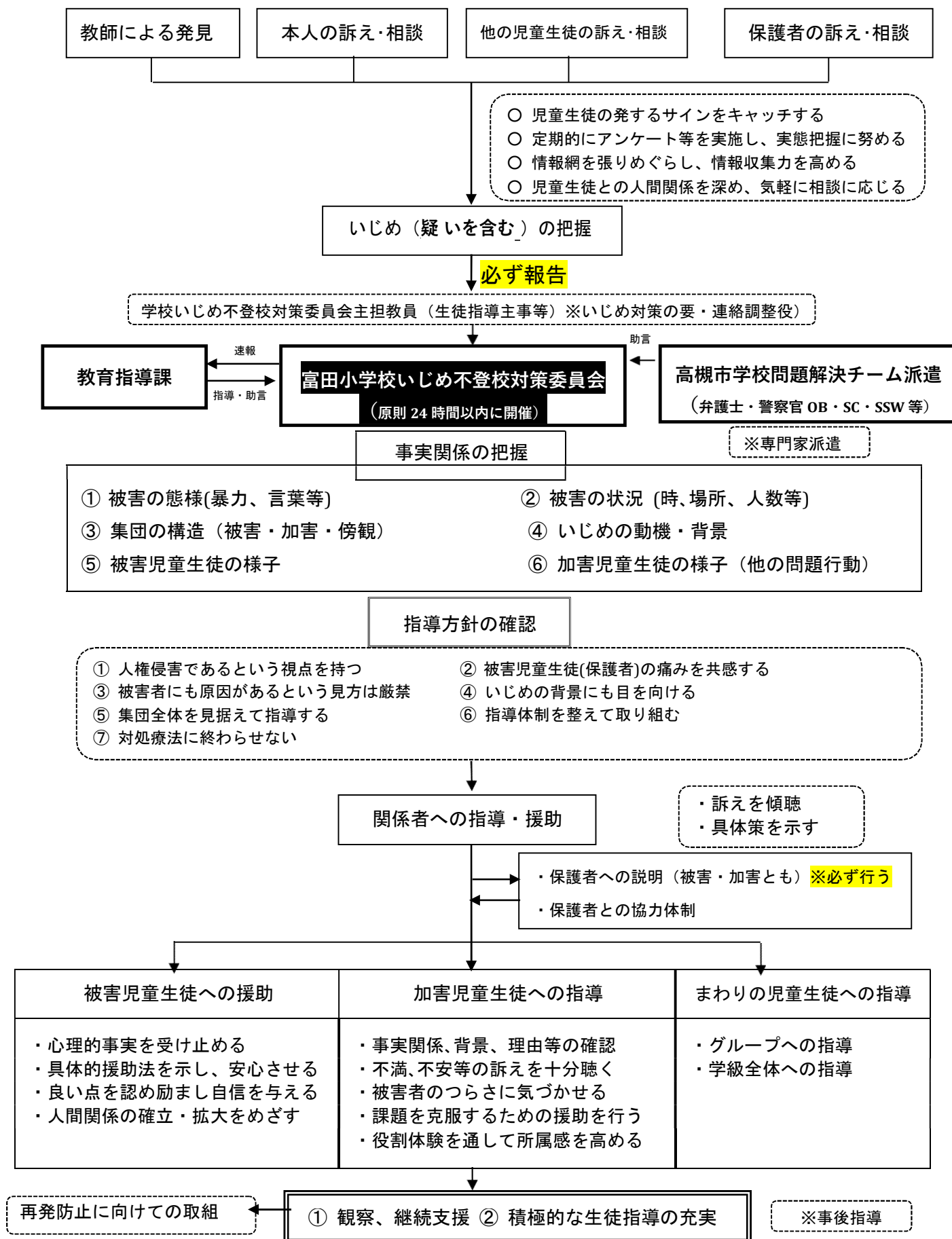
（校内研修の実施）

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、児童理解を深める研修や事例研究などの実践的な研修を実施します。

5. いじめに対する措置

いじめの兆候に気づいた場合は、基本的には下記の流れで組織的な対応を行います。

学校いじめ事案対応フローチャート



(組織的な対応)

- ① いじめ不登校対策委員会を中心にきめ細かな状況把握と適切な指導と支援に努めます。

(事実関係の究明)

- ① いじめを受けている児童の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら、丁寧に聞き取りを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの児童からの情報収集を行い、正確な事実関係の把握を迅速に行います。
- ② いじめの兆候を発見した場合は、いじめを受けた児童からの訴えが弱いことを理由に事案を軽視したり、いじめを行った側といじめを受けた側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠いたりすることがないように努めます。

(いじめを行った児童への指導・措置)

- ① いじめを行った児童に対しては、教育的配慮をしつつ、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行います。
- ② いじめ行為をくり返すなど、深い反省が見られない児童に対しては、一定期間、校内において、通常の学級とは異なる場所で特別の指導計画を立てて指導をします。
- ③ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、継続して注意を払い、折に触れて必要な指導を行います。

(いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応)

- ① いじめの解決に向けての様々な取組を進め、徹底して守り通します。
- ② いじめを受けた児童の立場に立って、児童が望む場合は、緊急避難としての措置を検討します。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障が生ずることのないように十分留意します。
- ③ いじめを受けた児童に配慮するという観点から、必要な場合は、班や座席替えなども検討します。

(いじめの解消)

単に謝罪をもって安易にいじめを解消とするのではなく、その後の様子を学校全体で丁寧に見守り、下記のア、イをもって、解消とみなします。

ア. いじめの行為が止んでいること

概ね3ヶ月間、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいること。

イ. 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめにかかわる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、その後も児童の様子を見守ります。

6. その他

(1) 家庭・地域社会との連携

- ① いじめ防止基本方針については、年度初めに説明するとともに、ホームページでも公表し、保護者や地域住民の理解や協力を求めます。
- ② いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応します。また、PTA、地域の代表者への情報提供や意見交換の機会を設け、家庭・地域社会との連携を積極的に図ります。
- ③ 実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、情報提供を行うことにより、児童の健全育成や人格形成のために、保護者や地域住民の協力を求めます。

(2) インターネット上のいじめへの対応

- ① インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、保護者と連携して、書き込み箇所の内容を確認するとともに、いじめ不登校対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査を行います。
- ② 書き込みへの対応については、被害にあった児童及びその保護者の意向を尊重し、保護者と連携して当該児童の精神的ケアに努めます。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署、教育委員会等、外部機関と連携して対応します。
- ③ インターネットやSNS（LINE等）には、いじめを生み、拡大させる土壤があることや、参加者は意図がなくても加害者になるという危険性があることを十分に認識し、トラブルの早期発見に努めます。
- ④ ネットトラブルは、学校では発見しにくいことから、学校と保護者の連携や、保護者同士の連携協力をお願いします。
- ⑤ 情報リテラシーに関する教育を進め、「情報の受け手」や「情報の発信者」として必要な知識・能力を育成します。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行います。

ア. 重大事態の疑いがある旨を、教育委員会にすみやかに報告します。イ.

教育委員会と協議の上、当該事案を調査する組織を設置します。

ウ. 上記組織を中心として、いじめの事実関係や学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にするための調査を実施します。

エ. 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

いじめ防止等に関する年間計画

	児童会	学級活動	道徳教育	総合学習など	アンケート教育相談	研修	いじめ防止等
4月	1年生をむかえる会	学級開き 前期目標設定	個性の伸長		生活アンケート 個人懇談	小中一貫研	いじめ不登校対策委員会 個人懇談
5月	いじめ防止週間 校区児童生徒議会	集団づくり	伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度		意識調査① 生活アンケート	校内研修 「児童理解」	学校評議員会 いじめ不登校対策委員会 ※アンケート分析
6月		話し合い活動	善悪の判断、自律、自由と責任		生活アンケート		いじめ不登校対策委員会
7月		夏休みに向けて	節度、節制		生活アンケート	校内研修	いじめ不登校対策委員会 <u>旧学期末集約</u>
8月		集団づくり	生命の尊さ	地域行事 参画	生活アンケート		夏休み明け児童への 取組 不登校児童への対応
9月	校区児童生徒議会	集団活動を通じて	希望と勇気、努力と強い意志		生活アンケート 個人懇談		いじめ不登校対策委員会
10月		前期のふりかえり	友情、信頼	運動会の参画	生活アンケート	小中一貫研	いじめ不登校対策委員会
11月	校区児童生徒議会	後期目標設定	規則の尊重		意識調査② 学校教育自己診断 生活アンケート		いじめ不登校対策委員会 ※アンケートの分析
12月		集団づくり	親切、思いやり	地域行事 参画	生活アンケート 個人懇談	校内研修	いじめ不登校対策委員会 <u>旧学期末集約</u>
1月	いじめ防止週間	話し合い活動	公正、公平、社会正義		生活アンケート		いじめ不登校対策委員会 ※アンケートの分析
2月	校区児童生徒議会	学年のふりかえり	よりよい学校生活、集団生活の充実		生活アンケート		いじめ不登校対策委員会 学校評議員会 検証・総括
3月				地域行事 参画	意識調査③	小中一貫研 校内研修	いじめ不登校対策委員会

<高槻市の相談窓口>

○ 『はにたんの子どもいじめ110番』

いじめをうけているとき



いじめをみつけたとき



QRコードを読み取っていただくと、
『はにたんの子どもいじめ110番』の
ページにつながります。

○ 高槻市教育センター

『電話教育相談』 072-673-0783

* 12:30～16:30 月～金曜日（祝日を除く）

『面接相談』 072-675-0398

* 予約の受付 10:00～17:00 月～金曜日（祝日を除く）

<大阪府の相談窓口>

○ 『すこやか教育相談24』

0120-0-78310（※平成28年4月1日より番号が変更されています。）

* 24時間対応の電話相談窓口です。

* IP電話からはかかりません。

○ 大阪府教育センター『すこやか教育相談』

すこやかホットライン（子どもからの相談）

06-6607-7361 Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

さわやかホットライン（保護者からの相談）

06-6607-7362 Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

なやかホットライン（教職員からの相談）

06-6607-7363 Eメール：sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

* 電話相談 月曜日～金曜日 9:30～17:30（祝日・年末年始は休み）

* Eメール相談 24時間受付（回答は後日になります）

* FAX相談 FAX番号（06-6607-9826）

○ 被害者救済システム『子ども家庭相談室』

0120-928-704（無料電話 18歳未満のみの対応）

06-4394-8754（保護者等）

* 大阪府教育委員会が運用する、民間連携支援機関による相談窓口です。

* 10:00～20:00 月・火・木曜日（祝日・休日は除く）

いじめ対応チェックシート（学校用）

別添 1

〈趣 旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものです。

「いじめ」の定義を踏まえて、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

〈チェックポイント〉 A→できている B→概ねできている C→あまりできていない D→ まったくできていない

□「指導体制」におけるチェック項目	A	B	C	D
(1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。				
(2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。				
(3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立されているか。				
(4) 「学校いじめ防止基本方針」を学校全体で共有し、見直す機会を設けているか。				
□「教育指導」におけるチェック項目	A	B	C	D
(5) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることの指導等が徹底しているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。				
(6) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。				
(7) 道徳、学級（ホームルーム）活動、総合的な学習の時間等にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。				
(8) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。				
(9) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。				
(10) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。				
(11) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。				
(12) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。				
(13) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。				
□「早期発見・早期対応」におけるチェック項目	A	B	C	D
(14) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師の児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。				
(15) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。				
(16) いじめの把握に当たっては、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど学校内の専門家との連携に努めているか。				
(17) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。				
(18) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。				
(19) いじめを発見した際に、必ず「いじめ不登校対策委員会」に報告し、組織的に対応しているか。				
(20) いじめが発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、いじめの問題解決のため、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等に地域の関係機関と連携協力を行っているか。				
(21) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。				
(22) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。				
(23) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。				
(24) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。				
□「家庭・地域社会との連携」におけるチェック項目	A	B	C	D
(25) 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めているか。				
(26) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学級通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。				
(27) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。				
(28) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。				

※いじめ問題で児童生徒の様子をいち早く把握する方法の一つとして、★児童生徒個別チェックシート（別添 2）を積極的に活用する。

児童生徒個別チェックシート

1、登校時・朝の会等

- ☐ 欠席、遅刻、早退が目立つ。
- ☐ 表情が暗く、どことなく元気がない。
- ☐ 顔や体に傷や殴られたような跡がある。
- ☐ どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ☐ 元気がない、浮かない顔をしている。
- ☐ 教師と視線を合わせようとしない。
(教師の目を避けている。)
- ☐ 教師の問いかけに答えようとしない。
(何かごまかそうとしている。)

2、登校時・朝の会等

- ☐ 頭痛、腹痛、吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- ☐ 一人で遅れて教室に入ってくることが多い。
- ☐ よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない。
- ☐ 特定の子が発表すると笑いや冷やかし、または、無視がある。
- ☐ 元気がない、浮かない顔をしている。
- ☐ 体育の授業等で、特定の子にボールが回らない、または、回される。
- ☐ 一人で活動することが多い。
- ☐ グループ活動等で、机と机が離れている。
- ☐ いつも準備や片付けをさせられたりする。
- ☐ 配付したプリントが特定の子に渡らない。

3、給食（昼食）時

- ☐ 給食や弁当のおかずやデザートを他人に与えている。
- ☐ グループで食べる時、特定の子の机だけ離されたり、ポツンと残されたりする。

4、休み時間

- ☐ トイレ等に閉じこもりがちである。
- ☐ 階段の上がり下がりを通り返すなど、一人で時間を潰している。
- ☐ 体育館の裏やトイレ、物かげなど、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- ☐ プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。
- ☐ 友達とよくふざけあっているが、なんとなく表情が暗い。また、不自然な笑いを浮かべている。
- ☐ 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書館等にいることが多く、一人になりたがらない。

5、その他

- ☐ 学級内で問題が生じると、特定のこどもの名前がすぐにあがる。
- ☐ 編成で最後まで所属が決まらない。活動中もよく一人でいる。
- ☐ 傷やけがの跡があるのか、腕や足、首等の肌を隠そうとする。
- ☐ 周りの友達に異常なほど気をつかっているように見える。
- ☐ 今まで付き合っていたグループから離れた。
- ☐ 特定の子の席に誰も座ろうとしない。
- ☐ 席の周りが空いている。机やイスの周りにゴミが散らかっている。
- ☐ 学級写真等の顔にいたずらをされていた。
- ☐ 不快な呼び名で呼ばれている。



いじめのサイン発見シート

(保護者用)

多くの子どもたちが、だれでも相談できずにいる『いじめのこと』。言葉では伝えられなくても、『いじめ』があれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度などが現れます。『いじめのサイン発見シート』を使って普段の生活との違いを確認してください。

	いじめの早期発見チェックポイント
朝 登 校 前	☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。 ☐ 遅刻や早退が増えた。 ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる
夕 下 校 後	☐ スマホやメールの着信音におびえる。 ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。 ☐ 家のお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。 ☐ 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。 ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。
夜 就 寝 前	☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。 ☐ 学校や友達の話題が減った。 ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。 ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。 ☐ 理由をはっきり言わないアザや傷あとがある。
夜 間 就 寝 後	☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれたりしている。 ☐ 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。 ☐ 服が汚れていたり、破られたりしている。

■『いじめ』をしていませんか。

※いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 買ったおぼえのない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えない物を持っている。

■『あれ?』もしかしてと思ったら・・・

- 様子がおかしくても、問い詰めたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守りぬく」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。

「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「弱いからいじめられる」



ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校や相談窓口（P. 13）へ相談しましょう。

生活アンケートの実施について

別添 4

【生活についてのふりかえりアンケート（学校生活全体の児童の状況を問う内容）の特徴】

- 日々の学校生活で児童が感じている思いを尋ねることで、学級や児童の心情の変化に気づき、児童の不安や悩みを早期に発見できる。
- 日々の学校生活全般に関わる質問内容なので、回答しやすい。
- 学校生活全般における児童の状況を把握しやすいため、いじめをはじめ、不登校の早期発見にもつながる。
- 回答をもとに、教員が日々の生活を振り返り、学級の状況について分析する力が育成される。
- 学校経営、学級経営の評価資料として活用できる。

【生活ほっとシート（いじめについて直接問う内容）の特徴】

- 教職員の気づかない潜在的ないじめがどの程度起きているかを把握することができる。
- いじめにつながる初期事案（行為、行動）を教職員・児童が具体的事例として確認することができる。
- アンケートに回答することで、あらためて児童がいじめについて理解したり、いじめを受けたときの対応について考えたりすることができる。

【アンケート実施のポイント】

- ・落ち着いて取り組める時間帯を工夫し実施する。
- ・実施時の雰囲気注意到意し、ふざけないで正直に答えてほしいことを伝える。
- ・必ず教員が机間を回って回収し、児童が回収するのは避ける。
- ・アンケートの回答状況を教職員で情報交換し、その対策について相談し合うことが重要であり、担任一人がアンケート結果を抱え込まないよう留意する。

以上のことをふまえ、生活アンケートを実施していく。

せいかつについてのふりかえりアンケート（１・２年生用）

別添 5

（ ）ねん（ ）くみ なまえ（ ）

はい か いいえ に○をつけましょう

- | | | |
|--|----|-----|
| ① がっこうは たのしい | はい | いいえ |
| ② ベンキョウは わかる | はい | いいえ |
| ③ なかのよい ともだちが いる | はい | いいえ |
| ④ じぶんには よいところが ある | はい | いいえ |
| ⑤ がっこうで じぶんのもちものが なくなったことが ある | はい | いいえ |
| ⑥ がっこうで じぶんのもちものが こわされたことが ある | はい | いいえ |
| ⑦ いやなあだ名で よばれることが ある | はい | いいえ |
| ⑧ あそびに入れてもらえないことが ある | はい | いいえ |
| ⑨ いやなことを いわれたことが ある | はい | いいえ |
| ⑩ ともだちに たたかれたり けられたりする ことがある | はい | いいえ |
| ⑪ ともだちに いやなきもちになるようなことばを
いったことがある | はい | いいえ |
| ⑫ ともだちを たたいたり けったりした ことがある | はい | いいえ |
| ⑬ しょうらいの ゆめや もくひょうが ある | はい | いいえ |
| ⑭ がっこうでは いじめをしてはいけない ということを
かんがえることが ある | はい | いいえ |
| ⑮ きまりや やくそくごとを まもっている | はい | いいえ |
| ⑯ じゅぎょうちゅう、はなしあうかつどうをとおして、じぶんのかんが
えを ふかめたり、ひろげたり している | はい | いいえ |
| ⑰ まなんだことを まいにちの せいかつで いかしている | はい | いいえ |
| ⑱ うまいかなくても さいごまで やりきろうとする | はい | いいえ |
| ⑲ あいてのきもちを かんがえて こうどうできる | はい | いいえ |
| ⑳ こまったことが おきたとき、じぶんで かんがえて こうどうでき
る | はい | いいえ |

生活アンケート（３～６年生用）

別添 6

（ ）年（ ）組 名前 （ ）

当てはまるものを①～④からえらんください

①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる ③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

1 学校は楽しい。

①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる

③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

2 みんなで何かをするのは楽しい

①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる

③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

3 クラスはいごちがよく、楽しい

①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる

③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

4 きまりや約束を守っている

①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる

③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

5 相手の気持ちを考えて行動できる

①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる

③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

6 いろいろな人のもちあじに気づくことができる

①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる

③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

7 クラスでの役割を果たしている

①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる

③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

8 班活動を協力してできている

①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる

③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

9 学校生活の中で何か起こった時に注意することができる

①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる

③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

10 困ったことがあれば学校で相談できる人がある

①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる

③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

11 失敗してもあきらめずにもう一度チャレンジする

①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる

③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

12 自分が好きである

①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる

③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

13 自分にはよりどころがある

①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる

③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

16 自分を大切にしたり、やさしさや思いやりの心で周りの人に接したりするなど、人の生き方を学ぶ授業・機会がある

①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる

③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

- 17 先生は、いじめなどでこまっているときに真剣に話を聞いてくれる
①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる
③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない
- 18 学校では、いじめ防止について考えることがある
①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる
③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない

今までのことについて、当てはまるものをえらんでください

- ①まったくなかった ②今までに2～3回あった（少しあった）
③月2～3回あった（あった） ④週に1回以上あった（よくあった）

-
- 19 とつぜん友だちにたたかれたり、けられたりすることがある（ぼう力を受けた）
①まったくなかった ②今までに2～3回あった（少しあった）
③月2～3回あった（あった）
④週に1回以上あった（よくあった）
- 20 仲間はずれにされたり、無視されたり、さけられたりすることがある（イヤな思いをさせられた）
①まったくなかった ②今までに2～3回あった（少しあった）
③月2～3回あった（あった）
④週に1回以上あった（よくあった）
- 21 とつぜん友だちをたたいたり、けったりしたことがある（ぼう力をふるった）
①まったくなかった ②今までに2～3回あった（少しあった）
③月2～3回あった（あった）
④週に1回以上あった（よくあった）
- 22 友だちを仲間はずれにしたり、無視したり、さけたりすることがある（イヤな思いをさせた）
①まったくなかった ②今までに2～3回あった（少しあった）
③月2～3回あった（あった）
④週に1回以上あった（よくあった）
- 23 不安があって学校に行きたくない日がある
①まったくなかった ②今までに2～3回あった（少しあった）
③月2～3回あった（あった）
④週に1回以上あった（よくあった）
- 24 学校で自分の持ち物をかくされたり、こわされたりした
①まったくなかった ②今までに2～3回あった（少しあった）
③月2～3回あった（あった）
④週に1回以上あった（よくあった）
- 25 いやなあだなやよび方でよばれる
①まったくなかった ②今までに2～3回あった（少しあった）
③月2～3回あった（あった）
④週に1回以上あった（よくあった）
- 26 かげで悪口を言ったり、うわさを流したりしたことがある
①まったくなかった ②今までに2～3回あった（少しあった）
③月2～3回あった（あった）
④週に1回以上あった（よくあった）

生活ほっとシート

()月()日 年 組 番 名前()

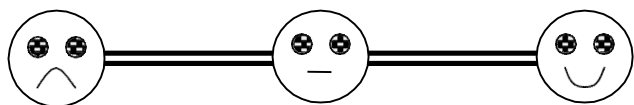
★ こんしゅうはどうでしたか？

① 今週、学校は楽しかったですか？(はい まあまあ いいえ)

それはなぜですか？

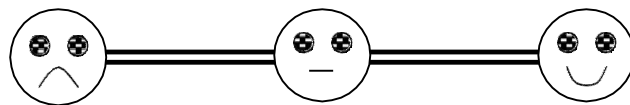
② 今週、休み時間はだれとどんなことをして、よく遊びましたか？

③ 今週のクラスについてどう思いますか？



そう思うのはなぜですか？

④ 今週のあなたはどんなきもちでしたか？



それはなぜですか？

◎ 今週、よかったこと・うれしかったこと、こまっていること・なやんでいることなどを
書きましょう。

今週、よかったこと・うれしかったことなど

今週、こまっていること・なやんでいることなど